

常陸那珂港区定期コンテナ航路利用助成制度のご案内

【荷主企業向け助成メニュー】

- ① **新規利用支援** ～新たに利用される企業の皆様へ～
 対象等：前年度に輸出入の実績のない荷主が輸出入するコンテナ貨物が対象。また、既に常陸那珂港区の利用のある荷主でも新たに相違するルートから輸出入する場合も対象。
- ② **継続利用支援** ～既に利用していただいている企業の皆様へ～
 対象等：常陸那珂港区の利用実績のある荷主が輸出入するコンテナ貨物のうち、ルート毎で前年度から増加したコンテナ貨物について助成。
 なお、新規利用の翌年度に限り、10本以上の輸出入がある場合には、前年度の新規利用本数を上限として、新たに継続利用促進助成の対象とします。
 ※①と②あわせて1社あたり400万円まで

【船会社向け助成メニュー】

- ③ **新規航路開設支援** ～航路の開設等を行う船社様へ～
 対象等：新たに開設・増便されたコンテナ航路において、揚げ積みされたコンテナ貨物を対象に助成。

【フォワーダー向け助成メニュー】

- ④ **新規利用企業開拓支援** ～常陸那珂港区のコンテナ貨物増加を寄与したフォワーダー様へ～
 対象等：常陸那珂港区の新規利用を提案するなどして、当港区を利用したコンテナ貨物を増加させることに寄与した実績に応じて助成。

助成メニュー		助成金の額等					
		コンテナ1本あたりの助成額	国際フィーダー利用加算	距離加算	モーターリフト加算	県産農林水産物輸出支援加算	上限
荷主	新規利用	輸出 20,000 円 輸入 10,000 円	5,000 円	5,000 円	10,000 円	5,000 円	100 本/ルート
	継続利用	輸出 10,000 円 輸入 5,000 円	3,000 円	5,000 円	—	5,000 円	200 本/ルート
	継続利用促進	輸出 2,000 円 輸入 2,000 円	—	—	—	—	前年度新規利用本数
船会社	新規航路開設	3,000 円	—	—	—	—	1,000 万円/ルート
フォワーダー	新規企業開拓	新規利用の該当助成額の2割					100 万円/社

※距離加算該当地域：茨城県外及び13市町（牛久市、河内町、古河市、五霞町、境町、常総市、つくばみらい市、利根町、取手市、坂東市、守谷市、八千代町、龍ケ崎市）

※県産農林水産物輸出支援加算対象：茨城県産農林水産物を輸出する場合

※継続利用促進の対象：新規利用の翌年度に限り、10本以上の輸出入がある場合に助成対象。
 前年度からの増加分は、継続利用に係る基本助成や加算メニューを適用。

【助成対象期間】

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで ※予算がなくなり次第終了

【申請受付等】

令和7年4月22日（火） ※申請書等のダウンロード先：<https://hitachinaka-port.com/subsidy/>

本助成と併せて横浜川崎国際港湾（株）が実施する助成制度（陸送から国際フィーダー航路への転換等）も活用可能ですのでご検討下さい。（横浜港補助事業の概要：<https://www.ykip.co.jp/2025feeder/>）

申請・お問合せ先

■ 常陸那珂港振興協会事務局（株茨城ポートオリティ内）
 TEL 029-264-2502

■ 茨城県土木部港湾課 港湾振興担当
 TEL 029-301-4536